

土浦市清掃センターの基幹的設備改良工事を行います

土浦市清掃センターは、平成4年から稼働が開始され、今年で24年が経過します。主要設備の多くは老朽化が進み、今後の運営に支障をきたす可能性も出てきている状況にあります。そのため、平成28年度から3炉ある焼却炉を、1年間に1炉ずつ3年間かけて改良工事を行い、平成48年度までの延命化を図ります。

より一層のごみの減量にご協力をお願いします

工事期間中は、1炉ずつ焼却炉を止めて工事を行うので、焼却能力が下がります。焼却処理できないごみについては、外部の焼却処理施設で、ごみの焼却を行う必要があります。多額の費用がかかります。みなさまには日頃からごみの減量にご協力いただいておりますが、紙類、生ごみ、容器包装プラスチックなど、資源になる物の分別の徹底など、より一層のごみの減量にご協力をお願いします。

☎環境衛生課(☎826-1111 内線2444)



紙類



ペットボトル



生ごみ



容器包装プラスチック

捨てればごみ
分ければ資源!

平成28年度軽自動車税の税額が変わります

☎課税課(☎826-1111 内線2493)

地方税法改正にともない、平成28年度軽自動車税の税額が変わります。税額は車両の種類や最初の新規検査年月日によって異なり、グリーン化推進の観点から、重課税やグリーン化特例(軽課税)が導入されます。

◆三輪及び四輪以上の軽自動車◆

新税額(表②)は平成27年4月1日以降の新規登録車から適用されます。また、最初の新規検査年月日から13年を経過した車両(初度検査年月日が平成14年以前)は、重課税額(表③)が適用されます。

さらに、平成27年4月以降の新規登録車のうち、排出ガス性能および燃費性能の優れた車両に対しては、平成28年度のみグリーン化特例が適用されます。(下段の表)

軽自動車 車種区分	税額(年額)				
	①現行 平成27年3月31日 までの新規登録車	②新税額 平成27年4月1日 以降の新規登録車	③重課税額*1 登録後13年を 経過した車両		
	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪 以上	自家用	乗用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	乗用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物	3,000円	3,800円	4,500円

グリーン化特例(軽課)税額表(平成28年度のみ)

軽自動車 車種区分	軽税額(年額)				
	75%軽減*2	50%軽減*3	25%軽減*4		
三輪	1,000円	2,000円	3,000円		
四輪 以上	自家用	乗用	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物	1,300円	2,500円	3,800円
	営業用	乗用	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物	1,000円	1,900円	2,900円

◆原動機付自転車及び二輪車等◆

車種区分	税額(年額)			
	平成27年度まで	平成28年度から		
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円	
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円	
	ミニカー	2,500円	3,700円	
小型特殊 自動車	農耕用	二輪	1,600円	2,000円
		四輪	1,000cc以下	2,400円
	1,000cc超		3,100円	3,900円
	その他		4,700円	5,900円
	軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円	

*1 電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車および被けん引車は対象外

*2 電気自動車および天然ガス自動車で、平成21年排出ガス規制適用かつ平成21年排出ガス基準+10%以上低減車に適用

*3 平成17年排出ガス基準75%以上低減で、かつ
乗用：平成32年燃費基準+20%達成車に適用
貨物：平成27年燃費基準+35%達成車に適用

*4 平成17年排出ガス基準75%以上低減で、かつ
乗用：平成32年燃費基準達成車に適用
貨物：平成27年燃費基準+15%達成車に適用

注1) *3および*4は、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。

注2) 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載。